

1 鉄軌道輸送の安全にかかる国の方針

(1) 基本的考え方

人や物を大量に、高速に、かつ、定時に輸送できる鉄軌道は、国民生活に欠くことのできない交通手段です。

鉄軌道輸送においては、一たび事故が発生すると、多くの死傷者が発生し被害が甚大となるおそれがあるほか、利用者の利便に重大な支障をもたらします。このため、各種の安全対策を推進し、国民の鉄道に対する信頼を揺るぎないものとする必要があります。

(2) 交通安全基本計画⁵

国では「第8次交通安全基本計画」(平成18~22年度の5ヶ年計画)を定め、その中で鉄道交通の安全に関する数値目標を掲げています。この目標を達成するため、関係機関では毎年度、交通安全業務計画を定めています。

①数値目標

「第8次交通安全基本計画」における鉄道交通の安全に関する数値目標は次のとおりです。国及び鉄軌道事業者、国民の理解と協力の下、諸施策を総合的かつ積極的に推進することにより、その達成を目指しています。

○乗客の死者数ゼロ

鉄軌道における運転事故は、長期的には減少傾向にありますが、JR西日本福知山線列車脱線事故といった重大な運転事故が発生し、社会的に大きな影響を与えました。また、近年は輸送量の伸び悩み等から、各事業者において経営合理化の要請が高まっており、さらには、地方の鉄道において、沿線の過疎化、高齢化等により厳しい経営を強いられている事業者が多い状況です。こうした現状を踏まえ、乗客の死者数ゼロを目指すとともに、運転事故件数の減少を目指します。

○踏切事故件数を約1割削減(平成22年までに平成17年との比較)

踏切事故は、長期的には減少傾向にあります。しかし、一方では、踏切事故は鉄道運転事故の約半数を占め、また、改良すべき踏切道がなお残されている現状です。このような現状を踏まえ、平成22年までに踏切事故件数を平成17年と比較して約1割削減することを目指します。

⁵ 参考:中央交通安全対策会議「第8次交通安全基本計画」(平成18~22年度の5ヶ年計画)
詳しくは、<http://www8.cao.go.jp/koutu/kihon/keikaku8/>をご覧下さい。

②国土交通省交通安全業務計画⁶

「第8次交通安全基本計画」に基づき、国土交通省では、平成19年度において鉄道交通の安全に関し講すべき施策等を定めています。

平成19年度において鉄道交通の安全に関し講すべき施策等

区分	施策項目
鉄道交通環境の整備	○鉄道施設の点検と整備
	○運転保安設備の整備
	○鉄道の地震対策の強化
鉄道の安全な運行の確保	○乗務員及び保安要員の教育の充実及び資質の向上
	○列車の運行及び乗務員等の管理の改善
	○鉄道交通の安全に関する知識の普及
	○鉄道事業者に対する保安監査等の実施
	○気象情報等の充実
	○鉄道事故原因究明体制の強化等
	○鉄道事故の未然防止対策の推進
鉄道車両の安全性の確保	○鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準の改善
	○鉄道車両の検査の充実
救助・救急活動の充実	—
研究開発及び調査研究の充実	○鉄道の安全に関する研究開発の推進
	○鉄道事故の原因究明のための総合的な調査研究の推進
踏切道における交通の安全	○踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
	○踏切保安設備の整備
	○踏切道の統廃合の促進
	○その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置
公共交通機関における総合的な安全対策 (分野横断的に推進)	○安全管理体制の構築と継続的取組
	○ヒューマンエラー事故防止の技術開発

⁶ 参考:「平成19年度国土交通省交通安全業務計画」

詳しくは、<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kotsuanzen/h19/>をご覧下さい。

(3) 安全にかかる鉄道交通行政の動向⁷

JR西日本福知山線列車脱線事故等を契機として、近年発生した事故等も踏まえ、急曲線等に対してATS等の速度制限装置の設置の義務化等を新たに盛り込んだ「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」等の一部改正を行い、平成18年7月に施行しました。また、「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律」の施行により、鉄軌道事業者においては、安全統括管理者及び運転管理者の選任・届出等が義務付けられることとなりました。

さらに、平成17年12月に発生したJR東日本羽越線列車脱線事故を受け、全国の鉄軌道事業者に対して、風速計の緊急総点検の実施及びその結果を踏まえた当面の強風対策の実施を指示しました。その上で、鉄道における気象観測、運転規制、防風対策のあり方等、強風対策についてソフト・ハードの両面からの検討を進めており、平成18年9月には中間取りまとめを行い、風速計を新たに370箇所設置するなど、鉄道における強風観測体制の一層の強化を図っています。

また、踏切事故防止対策の強化として、「踏切道改良促進法」に基づき、立体交差化、構造改良、横断歩道橋等の歩行者等立体横断施設の整備、踏切遮断機や高規格化保安設備（障害物検知装置等）の整備等を推進し、踏切事故の防止に努めています。

このほか、国は事業者に対して「運輸安全マネジメント評価」を新たに実施しています。運輸安全マネジメント評価は、経営トップや安全統括管理者等の経営管理部門が行う安全管理体制への取組状況について国が評価し、更なる輸送の安全の確保に資する改善方策等の助言を行うものです。保安監査の充実・強化等と合わせて総合的に推進することにより、公共交通機関の安全対策を一層推進しています。

⁷ 参考：「平成18年度版 国土交通白書」
詳しくは、<http://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/menu.html>をご覧下さい。